

時事新報

各屬經費の取調

政府としては去る十一月外務大臣大隈重信氏を各屬經費取調委員長に元老院議員田中光顯、内閣書記官長小牧昌業、大藏省主計官山口宗義、同會櫻井静夫の諸氏を同委員に命じたり聞く所は據れば國會開設の期も既近寄りたるに付ては政府より諸屬に提出すべき會計豫算の編成に就き各屬の經費を調査し元費を節するが爲めあるべしと云ふ其言の眞偽は兎も角も近來官民共々政費の増大を折柄右の任命あるを見れば政府は大に各屬の經費を取調べ元費を節するの趣意たるや疑はる可らず也政府は元費を節するの趣意たるや疑はる可らず也政府は元費を節するの趣意たるや疑はる可らず也

は其細部小目を認するの權なきが故に是れは言はずし其大體も就き抑も文部の本色は天下の學事教育を獎勵するの外なきが爲め本省内に官費を要するもの多しを認めざるも其事務なるものは果して斯くも多勢の官費を使用して斯くも多なる月給を給し斯くも廣大なる建物敷設して斯くも鄭重なる體裁を張るの費用あるやなきや即ち支那省の事務は果して何十萬を値して直段の安きものか高きものか之を人間普通損益の事例を照し又國民貧富の程度に比して吟味せざる可らず況んや學校費の如き數の最も明かきものにして事の損益利害を見るも最も易く本來學校の目的は唯生徒を教ふるのみにして一年の校費を生徒の數に割付け又その卒業生の數に割付るときは毎一人に付き費す所の金員は誠に明瞭にして此教育の代價は安きものか高きものか日本國民は果して斯る直段の教育を買ふて之を安んず可きや否や若し此費の半を以て私立學校の企に任じたらば其成績は必ず今より優るものとあるも劣るものと異なる可しとせば世人の一段に信じて疑はざる所に非ずや然らば則ち本省の學校費何十萬圓とは其大體の數に於て之を踏するを得ずなきと論ずる者あれば又一方には軍艦の數と海軍費と照し合して發言する者もあらん又或は官吏の數と其執務時間と照し合して發言する者もあらん又或は厚薄と計算し之を民間普通營業の苦樂を比例して立論する者もあらん何れにしては國會議員が正當の權内に居り居り議論して時事に適切し成るは天下の人心に感通す可きものは甚だ多しと覺悟せざる可らず左れば今回大隈伯が經費取調の長に任じたるは我輩が曾て云へる如く十一月十六日時事新報國會未だ開くざる先だち政府の内より先づ發して大に節減法を行ひ開會の日に當り議員等をして言はんと欲して言ふ可き節減法なきに苦しましむるの政略あるか、巧なりと云ふ可し若しも然らば我輩亦その節減の方法を付し説なきに非ず則ち凡俗羨望の人情を制するが爲めに節減の第一着手を上長官の身よりするの一事あり例へば諸省院上長官の俸給を大に減する若くは思切て無給と定め(今の上長官は其華族になりたるとき族稱の外に資本金とも賜はりたりと云へば生計も支なき筈あり)官宅を廢し、車馬の外装を止め、自家の經濟を質素にして外の交際法に及ばし遊樂會等都て其表面を手に經にして所謂文明流の豪華を休息し上長の實例を以て以下の官吏に施し其數を沙汰し其俸給を減じ既に人員を少なくして隨て事務を簡し又隨て政費を節するが如きは事の順序に於て誠に至當なる可しと我輩の信する所なり即ち是れ敢て先を制するの政略事實よしと斯の如くあるときは今の政府の地位は其安きこと泰山の如くにして國會開設も唯儀式のみ止まり永く當局者をして枕を高くせしむるに足る可しと雖も唯儀式あるは前に云へる情實の一事なり無理の情實は能く道理を説し又時としては道理を製作することあり大隈伯の勢力能く此情實の盤根錯節を解て財政を改革し以て國會に準備するを得るや否や隨分重大なる問題あり蓋し此重大事を成し遂ぐるは單に理財の才のみ依る可らずして寧ろ其地位の勢力如何に關するものとされば事の成否は亦大に伯の地位を輕重するに足る可し

明治廿一年十二月十八日

勅令第八十四號

農商務大臣伯耆井上 鑒

第一條 新規有益ナル工術機械、製造品及合成物ヲ發明シ又ハ工術機械、製造品及合成物ノ新製有益ナル改良ヲ發明シタル者ハ此條例ニ依リ特許ヲ受クルコト得ル  
 第二條 發明者ニ他人ヲシテ其承継ヲ經テシテ前項ノ發明ヲ製作、使用又ハ販賣セシメタル特權ヲ許スコトヲ得ル  
 第三條 左ニ掲ケル發明ハ特許ヲ受ルコトヲ得ル  
 一 飲食物嗜好物  
 二 醫藥並其調劑  
 三 特許出願以前公ニ用ヒラレタルモノ但試驗ノ爲メ公ニ知ラレタルモノニ限リ  
 四 發明者ハ發明後ニ其發明ノ詳細書及圖面ヲ添ヘ農商務大臣ニ出願スルモノ  
 五 發明者ハ發明後ニ其發明ノ詳細書及圖面ヲ添ヘ農商務大臣ニ出願スルモノ  
 六 發明者ハ發明後ニ其發明ノ詳細書及圖面ヲ添ヘ農商務大臣ニ出願スルモノ  
 七 發明者ハ發明後ニ其發明ノ詳細書及圖面ヲ添ヘ農商務大臣ニ出願スルモノ  
 八 發明者ハ發明後ニ其發明ノ詳細書及圖面ヲ添ヘ農商務大臣ニ出願スルモノ  
 九 發明者ハ發明後ニ其發明ノ詳細書及圖面ヲ添ヘ農商務大臣ニ出願スルモノ  
 十 發明者ハ發明後ニ其發明ノ詳細書及圖面ヲ添ヘ農商務大臣ニ出願スルモノ  
 十一 發明者ハ發明後ニ其發明ノ詳細書及圖面ヲ添ヘ農商務大臣ニ出願スルモノ  
 十二 發明者ハ發明後ニ其發明ノ詳細書及圖面ヲ添ヘ農商務大臣ニ出願スルモノ  
 十三 發明者ハ發明後ニ其發明ノ詳細書及圖面ヲ添ヘ農商務大臣ニ出願スルモノ  
 十四 發明者ハ發明後ニ其發明ノ詳細書及圖面ヲ添ヘ農商務大臣ニ出願スルモノ  
 十五 發明者ハ發明後ニ其發明ノ詳細書及圖面ヲ添ヘ農商務大臣ニ出願スルモノ  
 十六 發明者ハ發明後ニ其發明ノ詳細書及圖面ヲ添ヘ農商務大臣ニ出願スルモノ  
 十七 發明者ハ發明後ニ其發明ノ詳細書及圖面ヲ添ヘ農商務大臣ニ出願スルモノ  
 十八 發明者ハ發明後ニ其發明ノ詳細書及圖面ヲ添ヘ農商務大臣ニ出願スルモノ  
 十九 發明者ハ發明後ニ其發明ノ詳細書及圖面ヲ添ヘ農商務大臣ニ出願スルモノ  
 二十 發明者ハ發明後ニ其發明ノ詳細書及圖面ヲ添ヘ農商務大臣ニ出願スルモノ

第十九條 特許 判所ニ訴フルコトハ其請求ニ依リ得ル  
 第二十條 特許 費用ハ民事訴訟ノ費用ニ準ジテ之ヲ定ムルコトトス  
 第二十一條 特許 特許ノ効力ハ特許ノ存続ニ依リテ消滅スルコトトス  
 第二十二條 特許 特許ノ存続ニ依リテ消滅スルコトトス  
 第二十三條 特許 特許ノ存続ニ依リテ消滅スルコトトス  
 第二十四條 特許 特許ノ存続ニ依リテ消滅スルコトトス  
 第二十五條 特許 特許ノ存続ニ依リテ消滅スルコトトス  
 第二十六條 特許 特許ノ存続ニ依リテ消滅スルコトトス  
 第二十七條 特許 特許ノ存続ニ依リテ消滅スルコトトス  
 第二十八條 特許 特許ノ存続ニ依リテ消滅スルコトトス  
 第二十九條 特許 特許ノ存続ニ依リテ消滅スルコトトス  
 第三十條 特許 特許ノ存続ニ依リテ消滅スルコトトス

申告在京山口縣諸氏

來ル廿二年一月二日正二位公在邸年始來  
 方々へ皮被目討候下前

會保德義病氣ノ處養生不相叶今十日午前八時二十分死去依テ生前縣知諸君へ訃告仕候  
 本郷區月町二丁目十六番地

店今般硝子板及ヒ交鑿業開キ候間不限多少御用被仰付度目窓障子等ノ硝子破損ハ郵便は分キテ以テ機操方被仰候得者下十五區内ハ一枚ニテモ早速罷出廣價ニ入換調遣可仕候間何卒御合御注文ノ程奉新候

猿遊學協

第六十三號十  
 本會辦事ノ爲メ  
 長殿下ノ御覽詞